

兵庫県高齢者生活協同組合
小規模多機能 かけはし 運営規定

(事業目的)

第1条 生協法人・兵庫県高齢者生活協同組合（以下「高齢者生協」という。）が開設する小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 かけはし（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員又は看護職員、介護職員等の従業者（以下「従業者」という。）が、利用者の自宅において、又は事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活等の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその者の自宅において自立した日常生活を営むことができるよう、また家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るためのサービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 「事業所」のサービス提供に当たっては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。また、居宅サービス事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を努めるとともに、利用者の健康管理を適切に行うため、主治医との密接な連携に努める。
- 2 「事業所」のサービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
 - 3 当事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことの出来るよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の介護支援及び機能訓練を行う。
 - 4 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、通所・訪問・泊まりサービスを利用者に提供する。
 - 5 事業の運営に当たっては、利用者・利用者の家族・地域住民代表・地域支援包括センター等による運営推進会議を設置し、2ヶ月に1回開催の上適切なサービス、運営の確認をし、地域との交流に努める。また議事録作成の上、公表する。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 小規模多機能 かけはし
- (2) 所在地 兵庫県神戸市長田区大橋町9丁目4-6

(登録定員及び利用定員)

第4条 登録定員は29人以下、通所定員は18人以下、宿泊定員は6人以下とする。

(営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

1 営業日 : 365日

2 営業時間 : 24時間

通所サービス 7:30～19:30

宿泊サービス 19:30～翌日7:30

訪問サービス 随時

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りにする。

(1) 管理者1名(常勤 介護職員兼務)

管理者は、事業所と従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員1名(常勤 介護職員兼務)

介護支援専門員は、それぞれの利用者に応じて通所・訪問・泊まりの小規模多機能居宅型介護計画または介護予防小規模多機能型居宅介護計画(以下「介護計画」という。)を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。

(3) 看護職員3名(非常勤)

看護職員は、利用者の健康管理・服薬管理・救急・主治医・協力医との連絡調整、衛生材料の管理を主な業務とする。また、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を回復・維持し、その減退を防止するために必要な訓練及び指導に従事する。

(4) 介護職員・訪問介護員14名(常勤・非常勤職員)

介護職員は、介護業務・プログラムの企画・実行・給食に係わることを主な業務として行う。また、訪問介護員は、介護計画に従い利用者の自宅を訪問し、日常生活の自立を支える介護を主な業務とする。

(5) 宿・宅直員 1名 (常勤・非常勤職員)

宿直員は、介護職員と共同して泊まりの利用者が安心して安全に宿泊できるよう努める。

(通所・訪問及び泊まり介護の内容)

第7条 通所・訪問及び泊まり介護の内容は次の通りとする。

1 通所介護の内容

- (1) 入浴サービス
- (2) 食事サービス
- (3) 生活指導（相談・援助等）・レクリエーション
- (4) 日常動作などの機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎

2 訪問介護の内容

- (1) 利用者の自宅を訪問し、生活援助・身体介護など日常生活の自立を支える介護を行う。

3 泊まり介護

- (1) 食事サービス
- (2) 健康チェック

（介護計画）

第8条 「事業所」のサービス提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に「介護計画」を作成する。

- 2 「介護計画」の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に説明し、同意を得る。
- 3 作成した「介護計画」を利用者に交付する。なお、交付した介護計画は2年間保存する。

（「事業所」の内容及び料金その他の費用の額）

- (1) 「事業所」に登録した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。（厚生労働大臣が定める基準（＝介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に提示する。）
- 2 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。
 - (1) 食費（昼食650円、夕食650円、朝食300円、おやつ代150円）
 - (2) 宿泊費 3000円
 - (3) おむつ代 実費
 - (4) 前号に掲げるものの他、「事業所」のサービス提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その

利用者に負担させることが適当と認められる費用。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明をした上で、支払いの同意を得ることとする。

(通常の事業の実施範囲)

第10条 通常の事業の実施範囲は、神戸市長田区・旧須磨区とする。尚、旧須磨区に該当する町名については運営規定別紙に記載する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第11条 本事業の社会的使命を十分認識し、常に従業者の資質向上を図るために、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務があるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は兵庫県高齢者生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(緊急時における対処方法)

- 第12条 「従業者」等は、利用者がサービスを利用中に病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ事業所が定めた協力病院へ連絡を行う等の措置を講ずるとともに、管理者に通告しなければならない。
- 2 利用者に対する「事業所」のサービス提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等について責任者を定め、年2回定期的に非難・救出その他必要な訓練を行う。

(事故発生時の対応)

- 第14条 事故が発生した場合、その事故の状況および事故に際してとった処置について記録する。
- 2 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる。

(苦情処理)

第15条 「事業所」のサービス提供に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(法令との関係)

第16条 この規定に定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定めるところによります。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束適正化に関する事項)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(事業継続計画)

第19条 業務継続計画（BCP）の策定等にあって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定介護サービス等の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第20条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成する。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(附則) この規定は、平成26年4月1日から施行する。

平成27年4月1日改訂

平成29年4月1日改訂

平成30年6月23日改訂

令和5年9月1日改訂